共 同 研 究 承 諾 書

国立大学法人東北大学
　金属材料研究所長　殿

課 題 番 号 :
研 究 課 題 :

共同研究者氏名	職名等	所　　属

上記の者が、共同利用・共同研究拠点における共同研究者として活動することを承諾します。なお、利用にあたっては、安全衛生管理のための重要事項(本様式裏面)、公募要項に記載された条件、行動規範を上記の共同研究者に確認・遵守させるとともに、その履行について所属機関として責任を負います。

年　月　日

研究機関の長
所属・職・氏名　　職印

上記の者のうち、学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）が共同研究者となることを承諾します。

指導教員:　　印

注）1.「研究機関の長」とは、研究者が所属する研究機関の長で、大学にあっては学長、学部長
研究科長、研究所長を、高専にあっては校長を、独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人及び国公立の研究機関にあっては機構長、理事長、センター長等を言います。
なお、大学院学生にあっては所属研究科長を、高専・専攻科学生にあっては校長を言います。
2. 共同研究者に学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）がいる場合は、該当する学生の指導教員の承諾が必要になります。

安全衛生管理のための重要事項

1. 共同研究者の活動は、所属組織の学生の正規の研究活動もしくは共同研究者を雇用する所属機関における正規の業務として実施します。

2. 共同研究者の活動によって生じた事故等により、当該共同研究者が傷害等を負った場合は、所属元の責任において、業務における事故等に対応する適切な保険への加入により対応します。

3. 日本国内の大学等に所属する学生においては、学生教育研究災害傷害保険又は同等以上の傷害保険に加入していることを確認します。

4. 共同研究者の故意又は過失により他人に傷害等を生じさせた場合や、金属材料研究所が管理する機器・設備等を破損する等の損害を与えた場合には、所属元の負担において適切に賠償します。

5. 金属材料研究所は、共同研究者の活動によって生じた傷害や損害に対して、一切の保証を行わず、また、保険を提供しません。金属材料研究所は、研究所側に故意又は重大な過失がある場合を除き、本件活動に伴う一切の損害について責任を負わないものとします。

6. 共同研究によって生じた知的財産の取り扱いについては、公募要項の記載の通り、東北大学共同研究取扱規定に従います。

7. 共同研究者は、使用する機器・設備等や必要な安全衛生管理の処置について、所属元で十分に教育訓練を受けているものとします。なお、使用にあたっては、安全管理について十分に注意を払い、金属材料研究所の安全衛生管理の指針、マニュアル及び各機器・設備ごとに定められた使用規則等を遵守するとともに、金属材料研究所の教職員その他の関係者による安全管理上の指示に従います。

8. 共同研究者は、活動中に事故、負傷、又は施設・設備の破損等の異常が発生した場合には、直ちに金属材料研究所の担当教職員等に報告し、その指示に従うものとします。